

平成 28 年 11 月 10 日

株主のみなさまへ

広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号

株式会社 **広島銀行**

取締役頭取 池田 晃治

第 106 期中間配当のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 11 月 9 日開催の当行取締役会決議により、第 106 期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますので、お知らせ申し上げます。

敬 具

記

当行定款第 41 条の規定にもとづき、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金 1 株につき 金 5 円 5 0 銭

2. 効力発生日（支払開始日） 平成 2 8 年 1 2 月 9 日（金）

以 上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いに関する書類は、12 月 8 日にお届出ご住所あて発送いたします。